

追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 34 号	平成26年度盛岡市一般会計補正予算 (第 6 号) ……………	1
議案第 35 号	平成26年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	13
議案第 36 号	平成26年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	17
議案第 37 号	平成26年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	20
議案第 38 号	平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算 (第 3 号) ……………	24
議案第 39 号	平成26年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	29
議案第 40 号	平成26年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	33
議案第 41 号	平成26年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	36
議案第 42 号	平成26年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	39
議案第 43 号	平成26年度盛岡市水道事業会計補正予算 (第 2 号) ……………	別冊
議案第 44 号	平成26年度盛岡市下水道事業会計補正予算 (第 3 号) ……………	別冊
議案第 45 号	平成26年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第 2 号) ……………	別冊
議案第 46 号	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について……………	42
議案第 47 号	盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について……………	46
議案第 48 号	市道の路線の認定及び変更について……………	82

議案第 34 号

平成26年度盛岡市一般会計補正予算（第6号）

平成26年度盛岡市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 178,128千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 109,300,301千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成27年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 1,455,287	千円 71,179	千円 1,526,466
	1 負担金	1,453,879	71,214	1,525,093
	2 分担金	1,408	△35	1,373
14 使用料及び手数料		1,766,280	21,076	1,787,356
	1 使用料	1,226,876	29,405	1,256,281
	2 手数料	481,528	△5,516	476,012
	3 証紙収入	57,876	△2,813	55,063
15 国庫支出金		18,653,818	605,339	19,259,157
	1 国庫負担金	14,028,628	19,381	14,048,009
	2 国庫補助金	4,540,179	586,211	5,126,390
	3 委託金	85,011	△253	84,758
16 県支出金		6,133,291	△306,808	5,826,483
	1 県負担金	2,824,191	171,511	2,995,702
	2 県補助金	2,801,150	△473,321	2,327,829
	3 委託金	507,950	△4,998	502,952
17 財産収入		1,195,765	200,959	1,396,724
	1 財産運用収入	147,249	14,577	161,826
	2 財産売払収入	1,048,516	186,382	1,234,898
18 寄附金		2,331	4,812	7,143

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 寄附金	2,331	4,812	7,143
19 繰入金		1,689,161	△232,532	1,456,629
	1 特別会計繰入金	38,997	464	39,461
	2 基金繰入金	1,650,164	△232,996	1,417,168
21 諸収入		1,451,320	118,847	1,570,167
	1 延滞金, 加算金及び過料	136,075	55,533	191,608
	2 市預金利子	7,029	471	7,500
	3 貸付金元利収入	373,469	△5,040	368,429
	4 受託事業収入	10,564	108	10,672
	5 雑入	924,183	67,775	991,958
22 市債		12,729,857	△661,000	12,068,857
	1 市債	12,729,857	△661,000	12,068,857
歳 入	合 計	109,478,429	△178,128	109,300,301

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 693,499	千円 1,311	千円 694,810
	1 議会費	693,499	1,311	694,810
2 総務費		12,995,229	242,374	13,237,603
	1 総務管理費	11,080,506	314,952	11,395,458
	2 徴税費	1,165,823	△62,258	1,103,565
	3 戸籍住民基本台帳費	460,533	△12,116	448,417
	4 選挙費	120,352	△1,987	118,365
	5 統計調査費	86,345	△21,592	64,753
	6 監査委員費	81,670	25,375	107,045
3 民生費		40,697,151	622,873	41,320,024
	1 社会福祉費	16,278,655	794,816	17,073,471
	2 児童福祉費	15,652,385	40,009	15,692,394
	3 生活保護費	8,766,111	△211,952	8,554,159
4 衛生費		7,982,382	△84,910	7,897,472
	1 保健衛生費	1,457,259	△36,269	1,420,990
	2 清掃費	3,743,293	△11,251	3,732,042
	3 保健所費	2,781,830	△37,390	2,744,440
5 労働費		475,829	△139,931	335,898
	1 労働諸費	475,829	△139,931	335,898

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林費		千円 2,316,015	千円 △110,618	千円 2,205,397
	1 農業費	1,905,907	△72,247	1,833,660
	2 林業費	410,108	△38,371	371,737
7 商工費		1,230,035	263,698	1,493,733
	1 商工費	1,230,035	263,698	1,493,733
8 土木費		16,646,235	△213,369	16,432,866
	1 土木管理費	214,301	△11,427	202,874
	2 道路橋りよう費	4,562,923	210,913	4,773,836
	3 河川費	564,126	△26,591	537,535
	4 都市計画費	9,869,608	△226,778	9,642,830
	5 住宅費	1,435,277	△159,486	1,275,791
9 消防費		3,602,236	21,094	3,623,330
	1 消防費	3,602,236	21,094	3,623,330
10 教育費		9,294,273	△644,229	8,650,044
	1 教育総務費	749,740	12,491	762,231
	2 小学校費	3,416,717	△259,532	3,157,185
	3 中学校費	1,843,329	△252,674	1,590,655
	4 高等学校費	711,977	△17,462	694,515
	5 幼稚園費	514,330	11,167	525,497

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	6 社会教育費	1,871,076	△133,811	1,737,265
	7 保健体育費	187,104	△4,408	182,696
11 災害復旧費		22,929	78,539	101,468
	1 公共土木施設災害復旧費	20,418	1,932	22,350
	2 農林業施設災害復旧費	2,511	76,607	79,118
12 公債費		13,472,616	△214,960	13,257,656
	1 公債費	13,472,616	△214,960	13,257,656
歳	出	合	計	
		109,478,429	△178,128	109,300,301

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	通年型スケートリンク整備事業	392,945
		地域住民生活等緊急支援交付金事業(地方創生先行型)	14,842
3 民生費	1 社会福祉費	地域住民生活等緊急支援交付金事業(地域消費喚起・生活支援型)	222,252
		地域住民生活等緊急支援交付金事業(地方創生先行型)	10,524
	2 児童福祉費	私立児童福祉施設整備助成事業	228,605
		地域住民生活等緊急支援交付金事業(地方創生先行型)	34,150
5 労働費	1 労働諸費	地域住民生活等緊急支援交付金事業(地方創生先行型)	11,070
6 農林費	1 農業費	農業施設維持管理事業	916
	2 林業費	林道事業債償還基金管理事務	2,235
		林道橋りよう補修事業	30,629
7 商工費	1 商工費	地域住民生活等緊急支援交付金事業(地域消費喚起・生活支援型)	222,655
		地域住民生活等緊急支援交付金事業(地方創生先行型)	73,856
8 土木費	2 道橋りよう路費	道路橋りよう維持管理事業	19,979
		市道舗装二次改築事業	2,200
		市道舗装新設改良事業	40,850
		側溝整備事業	15,629
		社会資本整備総合交付金事業(雪寒)	10,372
		洞清水中村線道路整備事業	580
		二子沢線道路整備事業	22,000
		岩手公園開運橋線道路整備事業	31,176
		旧競馬場跡地関連道路整備事業	28,383
		都南中央第二地区生活環境整備事業	3,547
		谷地頭線道路整備事業	38,105
		津志田白沢線道路整備事業	4,640
		岩手飯岡駅南公園線道路整備事業	139,143

款	項	事業名	金額
		東中野門線道路整備事業	4,100
		新幹線側道2号線道路整備事業	56,354
		下田生出線道路整備事業	24,400
		大島線道路整備事業	2,300
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	2,971
		三本柳線道路整備事業	1,500
		渋民東線道路整備事業	7,551
		舟田一本木線道路整備事業	5,000
		橋りょう維持補修事業	180,230
		厨川駅地下自由通路整備事業	3,441
		盛岡駅前通線道路整備事業	70,200
		高櫓線道路整備事業	68,005
		岩山2号線道路整備事業	4,580
		本町通二丁目上田四丁目線道路整備事業	70,516
		柴沢下田線道路整備事業	72,670
		好摩西地区計画道路整備事業	30,548
		繫26号線道路整備事業	3,948
		本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業	18,160
		榊沢橋線道路整備事業	70,900
		南大橋明治橋線道路整備事業	5,000
		南大通二丁目南大橋線道路整備事業	7,170
		南大通一丁目5号線道路整備事業	15,184
		西青山一丁目上厨川2号線道路整備事業	18,470
		芋田線道路整備事業	10,700
		山谷川目線道路整備事業	5,000
	3 河川費	河川等維持管理事業	4,570

款	項	事業名	金額
		準用河川改良事業	13,666
		都市基盤河川改良事業	121,799
		普通河川改良事業	47,959
	4 都市計画費	道明地区土地地区画整理事業	121,898
		都南中央第三地区土地地区画整理事業	429,732
		太田地区土地地区画整理事業	365,675
		梨木町上米内線街路事業	564,706
		盛岡駅南大通線街路事業	87,896
		明治橋大沢川原線街路事業	179
		盛岡駅青山線街路事業	46,203
		上厨川厨川五丁目線街路事業	1,000
		盛岡駅長田町線街路事業	7,212
		旧盛岡競馬場跡地整備事業	13,448
		盛岡南地区都市開発整備事業	2,000
	5 住宅費	公営住宅建設事業	300,934
9 消防費	1 消防費	地域住民生活等緊急支援交付金事業（地域消費喚起・生活支援型）	951
10 教育費	2 小学校費	土淵小・中学校一貫教育導入施設整備事業	199,956
	3 中学校費	耐震補強事業	15,773
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	14,549
	2 農林業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	76,833

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
8 土木費	4 都市計画費	公園等維持管理総務事務	33,750	45,000
10 教育費	2 小学校費	耐震補強事業	292,865	296,414

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埋立処分場浸出水対策工事に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	4,800
市道上田 129号線道路新設工事に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	35,000
普通河川館沢川外 1 河川改修工事に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	120,000
盛岡市立城西中学校屋内運動場改築工事に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	3,000
盛岡市立下小路中学校配膳室工事に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	2,800

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
庁舎等耐震補強事業債	1,200	0	借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 平成26年度 ただし, 財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方法で借り入れる資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし, 財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し, 又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
コミュニティ施設建設事業債	180,200	170,900			
国民体育大会開催施設整備事業債	312,700	310,200			
通年型スケートリンク整備事業債	904,500	882,000			
総合アリーナ整備事業債	93,800	84,600			
上水道安全対策事業投資債	99,000	71,000			
廃棄物処理施設設備機器整備事業債	48,900	46,900			
生出地域エコタウン事業債	42,900	41,000			
農村整備事業債	35,600	27,700			
公有林整備事業債	35,000	18,700			
桜の里整備事業債	8,000	6,300			
地方道路等整備事業債	2,363,000	2,362,600			
道路整備事業債	283,000	252,900			
都市再生整備計画事業債	78,800	77,600			
急傾斜地崩壊対策事業債	4,500	0			
河川整備事業債	207,800	188,600			
公園整備事業債	344,900	344,100			
公営住宅建設事業債	476,500	389,000			
消防施設整備事業債	41,700	41,300			
土淵小・中一貫教育導入施設整備事業債	263,600	161,300			
城東中学校校舎改築事業債	9,400	11,800			
耐震補強事業債	506,900	364,500			
プール改修事業債	3,900	3,500			

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
向中野小学校 施設整備事業債	213,400	117,900			
巻堀中学校 施設整備事業債	473,400	417,600			
津志田小学校 施設整備事業債	114,200	106,600			
(仮称)見前南地区 公民館整備事業債	21,000	13,300			
志波城跡保存 整備事業債	27,900	25,700			
盛岡南新都市 整備事業債	6,300	5,600			
河川災害復旧事業債	9,900	7,700			
計	12,729,857	12,068,857			

議案第 35 号

平成26年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第1号）

平成26年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,620千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 3,390	千円 △748	千円 2,642
	1 分担金	2,310	△270	2,040
	2 負担金	1,080	△478	602
2 使用料及び手数料		5,437	△915	4,522
	1 使用料	5,436	△915	4,521
3 国庫支出金		6,863	△1,181	5,682
	1 国庫補助金	6,863	△1,181	5,682
4 繰入金		2,232	△576	1,656
	1 一般会計繰入金	2,232	△576	1,656
7 市債		12,200	△200	12,000
	1 市債	12,200	△200	12,000
歳入合計		30,474	△3,620	26,854

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公設浄化槽整備費		千円 22,833	千円 △2,110	千円 20,723
	1 公設浄化槽整備費	22,833	△2,110	20,723
2 公設浄化槽管理費		6,167	△1,293	4,874
	1 公設浄化槽管理費	6,167	△1,293	4,874
3 公債費		1,474	△217	1,257
	1 公債費	1,474	△217	1,257
歳 出 合 計		30,474	△3,620	26,854

第 2 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公設浄化槽事業債	12,200	12,000	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成26年度 ただし, 財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方法で借り入れる資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし, 財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し, 又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
計	12,200	12,000			

議案第 36 号

平成26年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号）

平成26年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 106千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 522,847千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 10	千円 18	千円 28
	1 分担金	10	18	28
2 使用料及び手数料		72,900	987	73,887
	1 使用料	72,850	917	73,767
	2 手数料	50	70	120
3 繰入金		449,829	△2,869	446,960
	1 一般会計繰入金	449,829	△2,869	446,960
4 繰越金		1	1,453	1,454
	1 繰越金	1	1,453	1,454
5 諸収入		1	517	518
	1 延滞金	1	517	518
歳 入 合 計		522,741	106	522,847

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		千円 80	千円 △19	千円 61
	1 農業集落排水整備費	80	△19	61
2 農業集落排水施設管理費		93,139	969	94,108
	1 農業集落排水施設管理費	93,139	969	94,108
3 公債費		429,522	△844	428,678
	1 公債費	429,522	△844	428,678
歳 出 合 計		522,741	106	522,847

議案第 37 号

平成26年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第2号）

平成26年度盛岡市の母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,515千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 11,265	千円 △1,586	千円 9,679
	1 一般会計繰入金	11,265	△1,586	9,679
2 繰越金		1,729	2,337	4,066
	1 繰越金	1,729	2,337	4,066
3 諸収入		57,413	1,357	58,770
	2 雑入	1,029	1,357	2,386
4 市債		1,558	△1,558	0
	1 市債	1,558	△1,558	0
歳入合計		71,965	550	72,515

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子寡婦福祉資金貸付 費		千円 71,965	千円 550	千円 72,515
	2 貸付事務費	11,631	550	12,181
歳 出 合 計		71,965	550	72,515

第 2 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
母子寡婦福祉 資金貸付事業	1,558	0	借入先 厚生労働省 借入方法 普通貸借 借入時期 平成26年度	無利子	母子及び寡婦福祉 法(昭和39年法律第 129号)第37条第2項、 第4項及び第6項に 定めるところにより 償還する。
計	1,558	0			

議案第 38 号

平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）

平成26年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 234,266千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,860,110千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険税		5,684,930	44,071	5,729,001
	1 国民健康保険税	5,684,930	44,071	5,729,001
2 使用料及び手数料		4,002	302	4,304
	1 手数料	4,000	300	4,300
	2 証紙収入	2	2	4
3 国庫支出金		7,037,759	17,394	7,055,153
	1 国庫負担金	4,763,782	△37,287	4,726,495
	2 国庫補助金	2,273,977	54,681	2,328,658
4 療養給付費交付金		1,559,632	△266,527	1,293,105
	1 療養給付費交付金	1,559,632	△266,527	1,293,105
5 前期高齢者交付金		6,962,286	△14,051	6,948,235
	1 前期高齢者交付金	6,962,286	△14,051	6,948,235
6 県支出金		1,419,395	△63,497	1,355,898
	1 県負担金	187,169	△6,758	180,411
	2 県補助金	1,232,226	△56,739	1,175,487
7 共同事業交付金		3,201,070	△169,988	3,031,082
	1 共同事業交付金	3,201,070	△169,988	3,031,082
8 財産収入		9	196	205
	1 財産運用収入	9	196	205

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 1,891,312	千円 182,305	千円 2,073,617
	1 一般会計繰入金	1,890,512	183,105	2,073,617
	2 基金繰入金	800	△800	0
11 諸収入		71,327	35,529	106,856
	1 延滞金, 加算金及び過料	57,700	33,030	90,730
	2 雑入	13,627	2,499	16,126
歳 入 合 計		28,094,376	△234,266	27,860,110

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 417,173	千円 △6,705	千円 410,468
	1 総務管理費	233,406	497	233,903
	2 徴税费	183,091	△6,926	176,165
	3 運営協議会費	676	△276	400
2 保険給付費		18,895,457	△25,182	18,870,275
	1 療養諸費	16,796,000	△42,480	16,753,520
	2 高額療養費	1,971,100	37,213	2,008,313
	4 出産育児諸費	113,455	△16,808	96,647
	5 葬祭諸費	12,900	△1,500	11,400
	6 医療費助成費	2,000	△1,607	393
5 老人保健拠出金		131	△1	130
	1 老人保健拠出金	131	△1	130
6 介護納付金		1,504,440	△1,585	1,502,855
	1 介護納付金	1,504,440	△1,585	1,502,855
7 共同事業拠出金		3,246,496	△186,246	3,060,250
	1 共同事業拠出金	3,246,496	△186,246	3,060,250
8 保健事業費		251,412	△14,984	236,428
	1 保健事業費	251,412	△14,984	236,428
10 諸支出金		258,980	437	259,417

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 償還金及び還付加算金	258,980	437	259,417
歳	出	合	計	
		28,094,376	△234,266	27,860,110

議案第 39 号

平成26年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第2号）

平成26年度盛岡市の介護保険費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,083,799千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,551,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 保険料		4,102,703	265,053	4,367,756
	1 介護保険料	4,102,703	265,053	4,367,756
3 国庫支出金		4,993,883	237,603	5,231,486
	1 国庫負担金	3,787,587	189,001	3,976,588
	2 国庫補助金	1,206,296	48,602	1,254,898
4 支払基金交付金		6,043,813	257,071	6,300,884
	1 支払基金交付金	6,043,813	257,071	6,300,884
5 県支出金		3,008,212	129,056	3,137,268
	1 県負担金	2,952,153	132,766	3,084,919
	2 県補助金	56,059	△3,710	52,349
7 繰入金		3,317,909	68,135	3,386,044
	1 一般会計繰入金	3,060,332	137,105	3,197,437
	2 基金繰入金	257,577	△68,970	188,607
8 繰越金		5	123,878	123,883
	1 繰越金	5	123,878	123,883
9 諸収入		833	3,003	3,836
	1 延滞金, 加算金及び過料	1	300	301
	2 雑入	832	2,703	3,535

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	千円	千円	千円
		21,468,147	1,083,799	22,551,946
	合 計			

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 415,516	千円 20,678	千円 436,194
	1 総務管理費	233,989	11,462	245,451
	2 徴収費	35,971	809	36,780
	3 介護認定審査会費	144,203	8,407	152,610
2 保険給付費		20,737,662	990,061	21,727,723
	1 介護サービス等諸費	18,736,133	734,200	19,470,333
	2 介護予防サービス等諸費	740,548	194,119	934,667
	3 その他諸費	28,493	356	28,849
	4 高額介護サービス等費	384,495	17,113	401,608
	5 高額医療合算介護サービス等費	44,741	6,815	51,556
	6 特定入所者介護サービス等費	803,252	37,458	840,710
3 地域支援事業費		309,723	△27,853	281,870
	1 介護予防事業費	103,565	△24,398	79,167
	2 包括的支援事業・任意事業費	206,158	△3,455	202,703
5 諸支出金		4,114	100,913	105,027
	1 償還金及び還付加算金	4,114	100,913	105,027
歳 出 合 計		21,468,147	1,083,799	22,551,946

議案第 40 号

平成26年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）

平成26年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 137,906千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,821,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,239,441	千円 83,523	千円 2,322,964
	1 後期高齢者医療保険料	2,239,441	83,523	2,322,964
2 使用料及び手数料		442	72	514
	1 手数料	442	72	514
3 繰入金		436,646	51,401	488,047
	1 一般会計繰入金	436,646	51,401	488,047
4 繰越金		1	5,274	5,275
	1 繰越金	1	5,274	5,275
5 諸収入		7,356	△2,364	4,992
	1 延滞金, 加算金及び過料	701	338	1,039
	2 償還金及び還付加算金	6,653	△2,700	3,953
	3 雑入	2	△2	0
歳入合計		2,683,886	137,906	2,821,792

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 37,291	千円 84	千円 37,375
	1 総務管理費	3,198	△23	3,175
	2 徴収費	34,093	107	34,200
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,638,942	140,522	2,779,464
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,638,942	140,522	2,779,464
3 諸支出金		6,653	△2,700	3,953
	1 償還金及び還付加算金	6,653	△2,700	3,953
歳 出 合 計		2,683,886	137,906	2,821,792

議案第 41 号

平成26年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第2号）

平成26年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,743千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,617,803千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 646,609	千円 △4,337	千円 642,272
	1 使用料	646,608	△4,338	642,270
	2 手数料	1	1	2
2 財産収入		88	19	107
	1 財産運用収入	88	19	107
3 繰入金		730,447	△11,974	718,473
	1 一般会計繰入金	510,447	△13,418	497,029
	2 基金繰入金	220,000	1,444	221,444
4 繰越金		1	3,467	3,468
	1 繰越金	1	3,467	3,468
5 諸収入		263,401	△9,918	253,483
	1 雑入	263,401	△9,918	253,483
歳入合計		1,640,546	△22,743	1,617,803

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市場総務費		千円 594,165	千円 △22,743	千円 571,422
	1 市場管理費	594,165	△22,743	571,422
歳 出 合 計		1,640,546	△22,743	1,617,803

議案第 42 号

平成26年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）

平成26年度盛岡市の土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 152千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 13,469	千円 153	千円 13,622
	1 財産運用収入	13,469	153	13,622
2 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
歳 入 合 計		135,441	152	135,593

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費		千円 40,924	千円 152	千円 41,076
	1 管理事務費	40,924	152	41,076
歳 出 合 計		135,441	152	135,593

議案第 46 号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例について

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を次のとおり改正するものとする。

平成27年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第96条第1号中「盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例」を「盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
に改める。

第97条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業
所等」に改め、同条前段中「（以下同じ。）が」を「第111条第1号において同じ。）又は指定看護
小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定
看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。）が」に、「」のうち
を「第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サー
ビス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第111条第1号におい
て同じ。）のうち」に、「第83条第1項に規定する通いサービス」を「第83条第1項第1号ア又は
第192条第1項第1号アに規定する通いサービス」に、「（以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」
を「」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第
1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居
宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所」に改め、同条後段中「指定小規模多機能
型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規
模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第83条第1項
第1号ア」の次に「又は第192条第1項第1号ア」を加え、「小規模多機能型居宅介護事業所」を
「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能
型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小
規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、18人）」に改め、同条第2号中「
指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」
の次に「（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次表の左欄に

掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第97条第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「の居間及び同項第2号の」を「又は第196条第2項第1号の居間及び」に改め、同条第4号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第83条」の次に「又は第192条」を加える。

第111条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「のうち」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち」に改め、「第83条第5項」の次に「又は第192条第6項」を加え、同条第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「9人」の次に「(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加え、同条第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第87条第2項第2号ウ」の次に「又は第196条第2項第2号ウ」を加える。

附則第12項を附則第20項とし、附則第7項から附則第11項までを8項ずつ繰り下げ、附則第6項中「附則第4項又は附則第5項」を「附則第12項又は附則第13項」に改め、同項を附則第14項とし、附則第5項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項を附則第13項とし、附則第4項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項を附則第12項とし、附則第3項を附則第11項とし、附則第2項の次に次の8項を加える。

(地域移行支援型ホームの特例)

3 次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第198条第1項(第201条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。

(1) 当該共同生活住居の所在地を含む区域(法第89条第2項第2号の規定により県が定める区域をいう。以下この号において同じ。)における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の量が事業を開始する時点において、法第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画において定める当該区域の指定共同生活援助等の必要な量の見込みに満たない区域内において行うものであること。

(2) 当該病院の精神病床（医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。）の病床数の減少を伴うものであること。

- 4 前項の規定に基づき指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第198条第2項から第9項まで（第201条の6において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、第198条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等）

- 5 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間）

- 6 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、2年を超えて、指定共同生活援助等を提供してはならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針）

- 7 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等）

- 8 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第201条又は第201条の12において準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第6項に定める期間内に附則第7項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置）

- 9 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 10 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

基準該当生活介護及び基準該当短期入所の範囲を拡大するとともに、病院の敷地内において指定共同生活援助の事業等を行うことができる特例等を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 47 号

盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

(盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第1条 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第45条第11項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第13項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

14 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者(盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)」を「第1号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業」を「当該第1号訪問事業」

に、「及び指定介護予防訪問介護」を「又は当該第1号訪問事業」に改め、同条第4項ただし書中「盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」を「盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改め、同条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する」を「当該第1号訪問事業に係る市の定める」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、1人に、利用者の数が50人を超えて50人又は50人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすることができる。

第8条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する」を「当該第1号訪問事業に係る市の定める」に改める。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号」を「盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第49号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号」に改める。

第43条第3項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第2項に規定する」を「当該第1号訪問事業に係る市の定める」に改める。

第45条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第43条第3項に規定する第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する」を「当該第1号訪問事業に係る市の定める」に改める。

第49条第3項中「指定介護予防サービス等基準条例第49条第1項に」を「盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第49条第1項に」に改める。

第64条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第65条第5項中「第192条第1項」を「第192条第10項」に、「指定複合型サービス」を「指

定看護小規模多機能型居宅介護」に、「第 191条」を「第 191条第 1項」に改める。

第80条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第85条に次の 1号を加える。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第 1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第 141条第 1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第 8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第86条に次の 1項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第 137条第 1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じ、利用者の病状、心身の状況、要望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第 141条第 1項から第 4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第99条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 100条第 1項第 3号中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第 98条第 1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「第 1号通所事業（旧法第 8条の 2第 7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第 97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第 1号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第 1号通所事業の」に改め、同条第 7項中「生活指導員」を「生活相談員」に改め、同条第 8項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第 1項第 3号に規定する第 1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第 1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第 98条第 1項から第 7項までに規定する」を「当該第 1号通所事業に係る市の定める」に改める。

第 102条第 4項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第 100条第 1項第 3号に規定する第 1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第 1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第 100条第 1項から第 3項までに規定する」を「当該第

1号通所事業に係る市の定める」に、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該指定通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。

第111条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第111条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第102条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第112条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第113条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に改める。

第115条第1項中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第119条に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該指定療養通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。

第130条第2項第6号中「第40条第2項」を「第111条の2第2項」に改める。

第131条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に、「第111条」を「第111条の2」に、「を「療養通所介護従業者」を「とあるのは「療養通所介護従業者」と、第111条の2第4項中「第102条第4項」とあるのは「第119条第4項」に改める。

第132条第1項第3号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ）」を「第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る）」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第7項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項から第6項までに規定する」

を「当該第1号通所事業に係る市の定める」に改める。

第134条第4項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第132条第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第115条第1項から第3項までに規定する」を「当該第1号通所事業に係る市の定める」に改める。

第135条中「から第41まで」を「、第41条」に改める。

第136条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第140条に次の1号を加える。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第141条に次の1項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じ、利用者の病状、心身の状況、要望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第165条に次の1項を加える。

2 指定短期入所生活介護事業者は、前項本文の規定にかかわらず、利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときにあつては、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができる。

第182条中「若しくは」を「、」に改め、「をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第188条中「看護職員」との次に「、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第217条第3項を削る。

第218条第2項第2号ア中「、利用者」の次に「の数」を加え、「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認

定省令」という。)第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10人を超えて10人又は10人に満たない端数を増すごとに1人」を削る。

第223条を次のように改める。

第223条 削除

第236条第2項第8号及び第247条第2項第10号を削る。

第248条中「から第227条まで」を「第224条から第227条まで」に改める。

第258条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第6条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、1人に、利用者の数が50人を超えて50人又は50人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすることができる。

第9条第5項中「方法を」を「内容を」に改める。

第14条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」を「盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年条例第50号。以下「指定介護予防支援等基準条例」に、「第30条第9号」を「第33条第9号」に改める。

第42条第1号中「指定介護予防支援等基準第30条第7号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条第7号」に改める。

第62条第1項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第87条第1号中「又は」を「若しくは」に、「サービス担当者会議」を「又はサービス担当

者会議若しくはリハビリテーション会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第126条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催」に改め、同条第13号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じ、利用者の病状、心身の状況、要望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第126条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第100条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該指定介護予防通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。

第106条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第106条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第100条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第 108条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に改める。

第 111条第 1 号中「（指定介護予防支援等基準第30条第 7 号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）」を削る。

第 116条中「から第38条まで」を「、第38条」に改め、「、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。

第 126条第 1 号中「又は」を「若しくは」に、「、サービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議の開催」に改め、同条第12号中「第10号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第 6 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じ、利用者の病状、心身の状況、要望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第87条第 2 号から第 5 号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第 2 号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 140条に次の 1 項を加える。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項本文の規定にかかわらず、利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第 5 条に規定する担当職員が緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときにあっては、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができる。

第 166条中「盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を「盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に改め、「をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第 172条中「前項」と」の次に「、第 140条第 2 項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第 175条第 1 項第 1 号中「盛岡市介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例」を「盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」に改め、同項第2号中「盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例」を「盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

第192条第2項中「第205条第1項」を「第205条」に改める。

第203条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同条第3項を削る。

第204条第1項第2号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3人を超えて3人又は3人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第2項第2号ア中「利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の次に「及び当該利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10人を超えて10人又は10人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上」を削る。

第209条を次のように改める。

第209条 削除

第217条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第226条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第233条第2項中「受託介護予防サービス事業者は」の次に「、指定居宅サービス事業者」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の次に「又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同条第3項中「種類は」の次に「、指定訪問介護、指定通所介護」を加え、「とする」を「並びに第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービスとする」に改め、同条第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する」を「次に掲げる事業を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護、指定介護予防訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護、指定介護予防通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第234条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号

とする。

第 238条中「第 8 条の 2 第12項」を「第 8 条の 2 第10項」に改める。

第 244条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第 252条の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第 255条中「第 8 条の 2 第13項」を「第 8 条の 2 第11項」に改める。

附則第 3 項中「第 3 条」を「附則第 3 条」に改め、附則に次の 1 項を加える。

29 平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間、第 2 条、第 6 条第 1 項及び第 3 項並びに第43条第 1 項の規定の適用については、第 2 条第 1 項中「法」とあるのは「法及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 7 項、第53条第 1 項及び第 2 項並びに第54条第 3 項」とし、同条第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 条第 1 項及び第 3 項並びに第43条第 1 項中「法」とあるのは「整備法附則第11条又は第14条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法」とする。

第 4 条 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

「第 2 章 介護予防訪問介護

第 1 節 基本方針（第 5 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 6 条・第 7 条）

目次中 第 3 節 設備に関する基準（第 8 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 9 条～第39条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条～第42条）

第 6 節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第43条～第47条）

」

「第 7 章 介護予防通所介護

第 1 節 基本方針（第97条）

第 2 節 人員に関する基準（第98

第 3 節 設備に関する基準（第 1

第 4 節 運営に関する基準（第 1

第 5 節 介護予防のための効果的

第 6 節 基準該当介護予防サービ

を「第 2 章 削除」に、「第52条」を「第51条の 2」に、

条・第99条)

00条)

を「第7章 削除」に、「第120条」を「

01条～第108条)

な支援の方法に関する基準（第109条～第112条）

スに関する基準（第113条～第116条）」

第119条の2」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第5条から第47条まで 削除

第49条第3項中「指定居宅サービス等基準条例第49条第1項に」を「盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第49条第1項に」に改める。

第3章第4節中第52条の前に次の12条を加える。

（内容及び手続の説明並びに同意）

第51条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

(提供拒否の禁止)

第51条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第51条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（指定介護予防サービスの提供を行う事業所が通常時に当該指定介護予防サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第51条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第51条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際

し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（介護予防支援に相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第51条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第50号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第51条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第51条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第51条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第51条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する文書の携行)

第51条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する文書を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第51条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定に基づき利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した文書又はこれに準ずる文書に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第52条の次に次の2条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第52条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第55条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

第55条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業

者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第55条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(運営規程の概要等の掲示)

第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条の重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密の保持等)

第55条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第55条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第55条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応等)

第55条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口

を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定に基づき市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（市町村等との協力）

第55条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第55条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第55条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

第56条第2項第1号中「次条において準用する第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、

同項第2号中「次条において準用する第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「次条において準用する第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

第63条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）及び第36条から第38条まで並びに」を削り、「第52条第1項及び」を「第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに」に、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」に、「第20条第1項」を「第51条の13第1項」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第30条第2項中「設備、備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」とを削り、「指定訪問入浴介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「基準該当訪問入浴介護」を「基準該当介護予防訪問入浴介護」に改め、「前項」との次に「第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

第74条第2項第4号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第5号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第6号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第7号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第75条中「第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで及び第54条」を「第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の7中」に改め、「病歴」との次に「第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」とあるのは「設備、備品等」と」を加える。

第84条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第85条中「第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条

第1項及び第31条中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の7中」に改め、「病歴」との次に「第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」とあるのは「設備、備品等」とを加える。

第93条第2項第1号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第94条中「第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の7中」に、「第19条中」を「第51条の12中」に改め、「利用者」との次に「第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」とあるのは「設備、備品等」とを加える。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第97条から第116条まで 削除

第8章第4節中第120条の前に次の2条を加える。

(利用料等の受領)

第119条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。）第118条の2第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（緊急時等の対応）

第119条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第121条の次に次の3条を加える。

（勤務体制の確保等）

第121条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第121条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第121条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

第 123条第 2 項第 2 号中「第20条第 2 項」を「第51条の13第 2 項」に改め、同項第 3 号中「第 24条」を「第52条の 3」に改め、同項第 4 号中「第35条第 2 項」を「第55条の 8 第 2 項」に改め、同項第 5 号中「第37条第 2 項」を「第55条の10第 2 項」に改める。

第 124条中「第 9 条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第69条、第 101条及び第 103条から第 105条まで」を「第51条の 2 から第51条の 7 まで、第51条の 9 から第51条の11まで、第51条の13、第52条の 2、第52条の 3、第55条の 4、第55条の 5、第55条の 7 から第55条の11まで及び第69条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第 9 条第 1 項及び第31条中「第27条」を「第51条の 2 第 1 項及び第55条の 4 中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の 7 中」に改め、「第 103条第 3 項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第 133条第 1 項第 2 号ア及びイ中「第 105条」を「第 121条の 4」に改める。

第 134条第 2 項中「第 9 条第 2 項から第 5 項」を「第51条の 2 第 2 項から第 5 項」に改める。

第 140条の次に次の 1 条を加える。

(衛生管理等)

第 140条の 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 142条第 2 項第 2 号中「第20条第 2 項」を「第51条の13第 2 項」に改め、同項第 4 号中「第 24条」を「第52条の 3」に改め、同項第 5 号中「第35条第 2 項」を「第55条の 8 第 2 項」に改め、同項第 6 号中「第37条第 2 項」を「第55条の10第 2 項」に改める。

第 143条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第54条、第 103条、第 105条及び第 106条」を「第51条の 3 から第51条の 7 まで、第51条の 9、第51条の10、第51条の13、第52条の 2、第52条の 3、第54条、第55条の 4 から第55条の11まで、第 121条の 2 及び第 121条の 4」に、「第31条中「第27条」を「第55条の 4 中「第 55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第 103条第 3 項中「介護予防通所介護従業者」を「第 121条の 2 第 3 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第 154条第 1 項第 2 号ア及びイ中「第 105条」を「第 121条の 4」に改める。

第 160条中「第 138条」の次に「第 140条の 2」を加え、「第 103条」を「第 121条の 2」に改める。

第 166条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所」を削り、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第 167条第 4 項及び第 170条第 1 項ただし書中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第 171条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第 172条中「第10から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条」を「第51条の 3 から第51条の 7 まで、第51条の10、第51条の13、第52条の 2、第52条の 3、第54条、第55条の 4 から第55条の 7 まで、第55条の 8」に、「第36条から第38条まで、第54条、第 103条、第 105条、第 106条」を「第55条の 9 から第55条の11まで、第 121条の 2、第 121条の 4」に、「第20条中」を「第51条の13中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第52条の 2 中」に、「第31条中「第27条」を「第55条の 4 中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第 103条第 3 項中「介護予防通所介護従業者」を「第 121条の 2 第 3 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第 181条第 2 項第 2 号中「第20条第 2 項」を「第51条の13第 2 項」に改め、同項第 4 号中「第 24条」を「第52条の 3」に改め、同項第 5 号中「第35条第 2 項」を「第55条の 8 第 2 項」に改め、同項第 6 号中「第37条第 2 項」を「第55条の10第 2 項」に改める。

第 182条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条、第 32条、第34条から第38条まで、第54条、第 103条、第 105条」を「第51条の 3 から第51条の 7 まで、第51条の 9、第51条の10、第51条の13、第52条の 2、第52条の 3、第54条、第55条の 4、第 55条の 5、第55条の 7 から第55条の11まで、第 121条の 2、第 121条の 4」に、「第31条中「第 27条」を「第55条の 4 中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第 103条第 3 項中「介護予防通所介護従業者」を「第 121条の 2 第 3 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第 197条中「第 103条」を「第 121条の 2」に改める。

第 207条第 4 項中「第 9 条第 2 項から第 5 項」を「第51条の 2 第 2 項から第 5 項」に改める。

第 217条第 2 項第 5 号中「第24条」を「第52条の 3」に改め、同項第 6 号中「第35条第 2 項」を「第55条の 8 第 2 項」に改め、同項第 7 号中「第37条第 2 項」を「第55条の10第 2 項」に改める。

第 218条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第 105条及び第 106条」を「第51条の 5、第51条の 6、第52条の 2 から第54条まで、第55条の 4 から第55条の11まで、第 121条の 4 及び第 140条の 2」に、「第31条中「第27条」とあるのは「第

213条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第53条」を「第53条及び第55条の4」に、「読み替える」を「、同条中「第55条」とあるのは「第213条」と読み替える」に改める。

第231条第4項中「第9条第2項から第5項」を「第51条の2第2項から第5項」に改める。

第233条第3項中「指定訪問介護」の次に「（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）」を加え、「、指定介護予防訪問介護」を「（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、同条第4項第1号中「、指定介護予防訪問介護」を削り、同項第2号中「、指定介護予防通所介護」を削る。

第234条第2項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第235条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条、第106条」を「第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2」に、「第31条中「第27条」を「第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第33条中「指定介護予防訪問介護事業所」を「第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第248条第2項第1号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第249条中「第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第54条」を「第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで」に、「第103条第1項及び第2項」を「第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条中「以下同じ。）」を「第51条の4中「以下同じ。）等」に、「の種目」を「の種目等」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条」を「第51条の12」に、「第20条第1項」を「第51条の13第1項」に、「第22条中」を「第52条の2中」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に改める。

第254条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第34条まで、第35条」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8」に、「第36条から第38条まで、第54条」を「第55条の9から第55条の11まで」に、「第103条第1項及び第2項」

を「第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条中「以下同じ。）」を「第51条の4中「以下同じ。）等」に、「の種目」を「の種目等」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条」を「第51条の12」に、「第20条第1項」を「第51条の13第1項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第52条の2中」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に改める。

第262条第2項第2号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第263条中「第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第54条、第103条第1項及び第2項」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条中「以下同じ。）」を「第51条の4中「以下同じ。）等」に、「種目」を「種目等」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条中」を「第51条の12中」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に改める。

(盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第64号)の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則(第84条第3項、第85条、第111条第4項、第131条第9項、第191条、第192条第10項、第193条第2項及び第194条を除く。)中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第7条第2項ただし書中「又は盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第6条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項中「に次に」を「の同一敷地内に次に」に、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第83条第6項第1号」を「第83条第6項」に

改め、同項第6号中「第83条第6項第2号」を「第83条第6項」に改め、同項第7号中「第83条第6項第3号」を「第83条第6項」に改める。

第15条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」を「盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第49号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」に、「第13条第9号」を「第16条第9号」に改める。

第24条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第33条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第61条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第64条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。

第66条第1項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に、「ごとに」を「においては施設ごとに」に改める。

第79条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第80条第2項第5号中「次条において準用する第41条第2項」を「前条第2項」に改める。

第81条中「, 第41条」を削る。

第83条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次に掲げるいずれかの施設等が併設されている」を「次表の左欄に掲げる」に、「当該施設等」を「同表の当該中欄に掲げる施設等」に改め、「ときは, 」の次に「同表の当該右欄に掲げる」を加え, 同項各号を削り, 同項に次の表を加える。

1 指定小規模多機能型居宅介護事業所にこの項の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指定地域密着型特定施設, 指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。以下この条において同じ。)	介護職員
2 指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内にこの項の中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指定地域密着型特定施設, 指定地域密着型介護老人福祉施設, 指定介護療養型医療施設, 指定居宅サービスの事業を行う事業所, 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所, 指定認知症対応型通所介護事業所, 指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第83条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表1の項の中欄」に改める。

第84条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表1の項の中欄」に, 「若しくは」を「, 」に改め, 「含む。）」の次に「若しくは介護予防・日常生活支援総合事業(第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え, 同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(第193条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第86条第1項中「25人」を「29人」に改め, 同条第2項第1号中「15人(」を「15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ, 同表の当該右欄に定める利用定員, 」に, 「, 12人」を「12人」に改め, 同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第92条第2項中「行うとともに, 定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第94条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第16条各号」に, 「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に改める。

第107条中「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

第 111 条第 4 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第 83 条第 1 項に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る第 83 条第 1 項に定める」に、「第 192 条第 1 項に定める指定複合型サービス事業所の」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る第 192 条第 1 項に定める」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第 114 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により、指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営のために必要があると市長が認めた場合は、一の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。

第 122 条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第 130 条第 1 項中「同項に規定する」を削る。

第 131 条第 9 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第 83 条第 1 項に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る第 83 条第 1 項に定める」に、「第 192 条第 1 項に定める指定複合型サービス事業所の」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る第 192 条第 1 項に定める」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第 136 条を次のように改める。

第 136 条 削除

第 149 条第 2 項第 9 号を削る。

第 152 条第 4 項中「指定介護老人福祉施設」の次に「指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第 8 項第 1 号及び第 17 項、次条第 2 項第 6 号並びに第 181 条第 2 項第 3 号において同じ。）」を加え、同条第 8 項第 1 号中

「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第 12 項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 63 号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）」に改め、同条第 13 項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第 98 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の 1 項を加える。

17 第 1 項第 1 号の医師及び同項第 6 号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1 人以上（1 人に、入所者の数が 100 人を超えて 100 人又は 100 人に満たない端数を増すごとに 1 人を加えて得た数

を標準とする。)とする。

第 153条第 2 項第 6 号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第 177条第 2 項に次の 1 号を加える。

(7) 次条において準用する第 106条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第 181条第 2 項第 3 号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第 9 章 複合型サービス」を「第 9 章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 191条中「以下「指定複合型サービス」を「省令第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 192条第 1 項第 1 号ア中「指定複合型サービス事業」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「得た数」を「数」に改め、同号イ中「複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 193条第 2 項中「等の」を「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）等の」に改める。

第 194条（見出しを含む。）中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第 195条第 1 項中「25人」を「29人」に改め、同条第 2 項第 1 号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第 197条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 203条中「第83条第 6 項各号」を「第83条第 6 項」に改める。

（盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 6 条 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着

型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第8条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。

第9条第1項中「第45条第5項第2号」及び「第45条第5項第3号」を「第45条第5項」に改める。

第10条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に、「ごとに」を「においては施設ごとに」に改め、同条第2項中「第45条第5項第4号」を「第45条第5項」に改める。

第14条中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第17条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」を「盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第50号。以下「指定介護予防支援等基準条例」に、「第30条第9号」を「第33条第9号」に改める。

第38条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第45条第5項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次に掲げるいずれかの施設等が併設されている」を「次表の左欄に掲げる」に、「当該施設等」を「同表の当該中欄に掲げる施設等」に改め、「ときは、」の次に「同表の当該右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にこの項の中欄に掲げる施設等の	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床	介護職員
---------------------------------------	--	------

いずれかが併設されている場合	を有する診療所であるものに限る。以下この条において同じ。)	
2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内にこの項の中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第45条第6項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第9項ただし書中「第5項各号」を「第5項の表1の項の中欄」に改める。

第46条第1項ただし書中「前条第5項各号」を「前条第5項の表1の項の中欄」に、「若しくは」を「，」に改め、「含む。）」の次に「若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員，」を加え、「，12人」を「12人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第64条第2項中「第45条第5項各号」を「第45条第5項」に改める。

第66条中「及び第32条から第39条まで」を「，第32条から第37条まで，第38条（第4項を除く。）及び第39条」に改める。

第67条第2項中「行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第68条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第34条各号」に、「留意点」を「留意事項」に改める。

第71条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第75条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営のために必要があると市長が認めた場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第87条中「から第39条まで」を「、第38条（第4項を除く。）、第39条」に改める。

（盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項及び第7項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第44条第4項第2号ただし書を削る。

（盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第16条中第25号を第26号とし、第16号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対し、訪問介護計画（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第16条に次の1号を加える。

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第32条第2項第1号中「第16条第12号」を「第16条第13号」に改め、同項第2号エ中「第16条第13号」を「第16条第14号」に改める。

（盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第9条 盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第1号中「第33条第13号」を「第33条第14号」に改め、同項第2号エ中「第33条第14号」を「第33条第15号」に改め、同号オ中「第33条第15号」を「第33条第16号」に改める。

第33条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を削り、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対し、介護予防訪問介護計画（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。次号において同じ。）その他の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第33条に次の1号を加える。

- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第10条 盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第33条第12号中「介護予防訪問介護計画」を「介護予防訪問看護計画書」に、「第41条第2号」を「第77条第2号」に改め、同条第13号中「介護予防訪問介護計画」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同条第16号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（第3号に掲げる改正規定を除く。）、第2条及び第3条の規定、第5条の規定（第3号に掲げる改正規定を除く。）並びに第6条から第9条までの規定並びに次条並びに附則第3条第5項及び第6項の規定 平成27年4月1日
- (2) 附則第3条第1項から第4項までの規定 平成29年4月1日
- (3) 第1条中盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第45条第11項の改正

規定、第4条の規定、第5条中盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第2項ただし書及び第152条第13項の改正規定並びに第10条の規定 平成30年4月1日

(盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 平成30年3月31日までの間、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧介護予防訪問介護(整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。以下この項において同じ。)又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、第2条の規定による改正前の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第2項及び第5項、第8条第2項、第43条第3項並びに第45条第2項の規定は、なおその効力を有する。

2 平成30年3月31日までの間、整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧介護予防通所介護(整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。以下この項において同じ。)又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧指定居宅サービス等基準条例第100条第1項第3号及び第8項、第102条第4項、第132条第1項第3号及び第7項並びに第134条第4項の規定は、なおその効力を有する。

(盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第3条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第6条第2項及び第6項並びに第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護(整備法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する整備法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。以下この項において同じ。)の事業を行う者が介護保険法第115条の45第

1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる新指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第2項	指定訪問介護事業者（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第1号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護及び当該第1号訪問事業
第6条第6項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する	当該第1号訪問事業に係る市の定める
第8条第2項	指定訪問介護事業者	第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する	当該第1号訪問事業に係る市の定める

2 新指定介護予防サービス等基準条例第43条第3項及び第45条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護（介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する整備法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービスをいう。以下この項において同じ。）の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる新指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第43条第3項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）
	同項及び同条第2項に規定する	当該第1号訪問事業に係る市の定める
第45条第2項	基準該当訪問介護の事業	第43条第3項に規定する第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第45条第1項に規定する	当該第1号訪問事業に係る市の定める

3 新指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項第3号及び第8項並びに第100条第5項の規定は、旧指定介護予防通所介護（整備法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する整備法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。以下この項において同じ。）の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる新指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項 第3号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第98条第8項	指定通所介護事業者	第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第7項までに規定する	当該第1号通所事業に係る市の定める
第100条第5項	指定通所介護事業者	第98条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者

指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する	当該第1号通所事業に係る市の定める

- 4 新指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項第3号及び第7項並びに第115条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護（介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する整備法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又はこれに相当するサービスをいう。以下この項において同じ。）の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる新指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第113条第1項第3号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第132条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第113条第7項	基準該当通所介護の事業	第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第6項までに規定する	当該第1号通所事業に係る市の定める
第115条第4項	基準該当通所介護の事業	第113条第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第3項までに規定する	当該第1号通所事業に係る市の定める

- 5 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る新指定介護予防サービス等基準条例第233条第2項の規定の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは、「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。
- 6 平成30年3月31日までの間、新指定介護予防サービス等基準条例第233条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者及び旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が受託介護予防サービス事業者となる場合における同条第3項の規定の適用については、同項中「指定介護

「予防訪問介護」とあるのは「旧指定介護予防サービス（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下この項において同じ。）に該当する整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。））」と、「指定介護予防通所介護」とあるのは「旧指定介護予防サービスに該当する整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。））」とする。

提案理由

介護保険制度の見直しに伴い、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援の事業に関する基準を改めようとするものである。

議案第 48 号

市道の路線の認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更するものとする。

平成27年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A b 765	高松四丁目32号線	高松四丁目 182番61地先	高松四丁目 187番 1 地先
A b 766	高松三丁目22号線	高松三丁目56番12地先	高松三丁目56番 5 地先
A b 767	黒石野二丁目19号線	黒石野二丁目14番22地先	黒石野二丁目14番10地先
D a 420	中川町13号線	盛岡駅西通二丁目 110番25 地先	盛岡駅西通二丁目 110番26 地先
D b 948	西青山一丁目24号線	西青山一丁目40番15地先	西青山一丁目40番20地先
D b 949	北天昌寺町29号線	北天昌寺町34番38地先	北天昌寺町34番37地先
D b 950	西青山二丁目45号線	西青山二丁目13番78地先	西青山二丁目13番71地先
D b 951	前九年二丁目23号線	前九年二丁目 1 番 190地先	前九年二丁目 1 番30地先
D b 952	前九年二丁目歩行者専用 道 1 号線	前九年二丁目18番43地先	前九年二丁目18番41地先
D b 953	前九年二丁目歩行者専用 道 2 号線	前九年二丁目27番27地先	前九年二丁目 231番 8 地先
D c 592	みたけ二丁目16号線	みたけ二丁目64番25地先	みたけ二丁目64番11地先
D c 593	みたけ二丁目歩行者専用 道	みたけ二丁目64番19地先	みたけ二丁目66番18地先
都 40	津志田白沢 2 号線	永井24地割 5 番 2 地先	永井25地割58番 7 地先
都 4147	留場 6 号線	永井23地割54番 4 地先	永井23地割54番21地先
都 4148	留場 7 号線	永井23地割54番18地先	永井23地割54番22地先
都 4149	荒屋14号線	永井25地割18番 3 地先	永井25地割18番 1 地先

都 4150	地田 7 号線	永井16地割 134番 6 地先	永井16地割 135番 1 地先
都 4151	碓堰 8 号線	三本柳 1 地割 2 番 2 地先	三本柳 1 地割 4 番 5 地先
玉 17	山屋馬場 2 号線	玉山区洪民字鶴飼 133番 1 地先	玉山区洪民字鶴飼 149番 1 地先

2 路線の変更

整理番号	路線名	起	点	
			終	点
D b 204	前九年二丁目 5 号線	前九年二丁目11番 7 号地先	新	前九年二丁目 27 番 27 地先
			旧	前九年二丁目 23 番 8 号地先
D b 453	前九年二丁目 10 号線	前九年二丁目 18 番 23 号地先	新	前九年二丁目 27 番 26 地先
			旧	前九年二丁目 18 番 9 号地先
D b 514	前九年二丁目 12 号線	前九年二丁目 22 番 29 号地先	新	前九年二丁目 18 番 41 地先
			旧	前九年二丁目 22 番 28 号地先
玉 15	山屋馬場線	新	玉山区洪民字鶴飼 150 番 1 地先	玉山区馬場字状小屋 53 番 1 地先
		旧	玉山区洪民字鶴飼 133 番 1 地先	

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。